

大和町高齢者等介護用品購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、介護用品が必要な高齢者等に対して、その購入に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者の清潔で心地良い生活を確保するとともに家族の経済的負担の軽減を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2 この要綱により、介護用品を購入するための費用の助成(以下「助成」という。)を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、大和町に住所を有し、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)による要介護認定で要介護3以上の高齢者等
- (2) 申請時において、町民税非課税の者
- (3) 常時失禁状態にある者

(助成の申請)

第3 助成を受けようとする者は、大和町高齢者生活支援生きがい健康づくり事業の実施に関する条例施行規則(平成12年大和町規則第14号、以下「規則」という。)の規定に基づき、町長に申請書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、規則の規定に基づき、助成の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(助成額)

第4 助成の額は、1月あたり6,000円を限度とし、大和町介護用品購入助成券(様式第1号、以下「助成券」という。)の交付により助成を行う。

- 2 助成券の額面金額は1枚あたり6,000円とする。ただし、購入に要する費用が助成券1枚あたり6,000円に満たない場合は、当該金額をもって当該助成券による助成とする。
- 3 助成は、助成の申請をした日の属する月から、申請年度の末月までとする。ただし、年度の途中において助成資格を喪失した場合は、喪失した日の属する月までとする。

(助成券の交付等)

第5 町長は、第3第2項の規定による助成の決定をしたときは、申請者に対し、利用者証(様式第2号)及び助成券を交付する。

2 助成券は、4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期として、当該期の月分を一括して交付するものとする。

3 助成券は、町が指定する町内の事業者(以下「指定事業者」という。)から次に掲げる介護用品を購入するときに利用することができる。

- (1) 紙おむつ
- (2) パンツ式紙おむつ
- (3) 尿とりパット
- (4) おしりふき
- (5) 使い捨て手袋

4 助成券を使用することができる期限(以下「有効期限」という。)は、助成券の交付を

受けた日の属する年度の末日までとする。

5 助成券は、汚損、破損等による場合のほかは再交付しないものとする。

(助成券の利用方法)

第6 第5第1項の規定により助成券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、助成券を利用しようとするときは、指定事業者に対し利用者証を提示した上で助成券を提出し、介護用品の購入代金から当該助成券の額を控除した金額を指定事業者に支払うものとする。

(禁止行為)

第7 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 助成券を、介護用品の購入以外の利用で、交換、譲渡、売買及び現金等と引き換えること。

(2) 助成を受けた介護用品を、本来の使用目的以外で、交換、譲渡、売買及び現金等と引き換えること。

(助成事業の中止及び取消し)

第8 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成を中止する。

(1) 助成対象者が死亡したとき。

(2) 助成対象者が法に規定する介護保険施設に入所したとき。

(3) 助成対象者が第2の規定に該当しなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が助成の必要がなくなったと認めたとき。

2 利用者は、前項第1号、第2号又は第3号に該当した場合は、すみやかに規則に定める届出書により、町長に届け出なければならない。

3 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成を受けたとき。

(2) 第7の規定に違反したとき。

4 町長は、第1項の規定による助成の中止又は前項の規定による助成の取消しを行ったときは、大和町介護用品購入費助成中止(取消)通知書(様式第3号)により、助成決定者に通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者は、既に交付を受けた助成券及び利用者証を返還しなければならない。

(助成金の返還)

第9 町長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(助成金の請求)

第10 指定事業者は、助成券に必要事項を記入して月ごとに取りまとめ、大和町介護用品購入代金請求書(様式第4号)を添えて、当該月の翌月10日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき、当該指定店に対し代金を支払うものとする。

(台帳の整備)

第11 町長は、この事業を円滑かつ適切に運営するため、利用者及び助成券の交付に関する台帳を整備しておくものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年3月10日告示)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2第2号の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日施行の大和町高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱は廃止する。
- 3 この要綱の規定に関わらず、平成20年度の助成額は1月あたり7,000円を限度とし、助成券の額面金額は1枚あたり3,500円とする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

様式第1号
(表面)

大和町介護用品購入助成券	
助成金額	円〔 円〕
購入時の支払額が上記金額に満たない場合は、金額を二重線で取消し、〔 〕にその金額を記入すること	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者氏名	
交付番号 -	
発行者 大和町長 印 公印が無いものは無効	
利用年月日	年 月 日（指定業者が記入）
指定業者名	

(裏面)

【 注 意 事 項 】	
<p>この助成券は、町が指定した業者以外は使用できません。</p> <p>この助成券は、紙おむつ、パンツ式紙おむつ、尿取りパット、おしりふき、使い捨て手袋の購入以外には使用できません。</p> <p>商品購入する場合は、あらかじめ助成券に利用者名を記入し、助成券を指定事業者に渡してください。(不足分は現金をお支払いください)</p> <p>この助成券は、現金との引換えはできませんのでご注意ください。(おつり分の返金はありません)</p> <p>有効期間満了日を過ぎた助成券は、使用できませんのでご注意ください。</p> <p>この助成券は、汚損、破損等による場合のほかは再交付しませんので大切に保管してください。</p> <p>助成対象者が助成対象要件を満たさなくなった場合のほか、施設に入所したとき、転出したとき、又は死亡したときは、すみやかにこの助成券を返還してください。</p> <p style="text-align: center;">お問い合わせ先 大和町 保健福祉課 電話022-345-7221</p>	

様式第2号

(表面)

利 用 者 証			
〔大和町高齢者等介護用品購入費助成事業〕			
交付番号			
氏 名			
有効期限	年	月	日まで
発行日	年	月	日
		大和町長	印

(裏面)

【 遵 守 事 項 】
介護用品購入助成券を使用する際は、必ず利用者証を提示すること。
利用者証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
利用者証を汚損、又は紛失したときは、直ちに町に届け出ること。
有効期限を過ぎた場合及び助成中止となった場合には、すみやかに利用者証を返還すること。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和町長

印

大和町介護用品購入費助成中止(取消)通知書

大和町介護用品購入費助成事業について、大和町介護用品購入費助成事業実施要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり助成を中止(取消)したので通知します。

記

助成決定者氏名	
助成決定者住所	
中止(取消)の事由	
中止(取消) 決定年月日	年 月 日

大和町長 殿

請求者（指定業者）

住 所

名 称

代表者名

印

大和町介護用品購入費助成事業代金請求書

大和町介護用品購入費助成事業実施要綱第 10 条の規定により、次のとおり代金を請求いたします。

請 求 金 額	金 円（金額訂正は無効）			
助 成 券 枚 数	枚〔内訳〕		助成額訂正なし：	枚
			助成額訂正あり：	枚
振 込 先 金 融 機 関	銀行			支店
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義			

備考 大和町介護用品購入助成券を利用者ごとに区分して添付すること。